

計 画 書

大阪都市計画特別用途地区の変更（市決定）

都市計画特別用途地区に工業保全地区を次のように追加する。

種 類	面 積	備 考
特別用途地区 (工業保全地区)	約 35 ha	住宅、共同住宅、寄宿舍若しくは下宿又は老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するものは建築してはならない。ただし、現に存する建築物と同等のものへの建替えであって、地区の環境を害するおそれがない場合は除く。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

工業機能の維持・保全を図るため、本案のとおり特別用途地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1 . 変更に係る土地の区域

大阪市 西淀川区 竹島二丁目、竹島四丁目、竹島五丁目及び御幣島六丁目 地内